

# 三重県からのお知らせ

## 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じるため、「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」が令和3年6月に策定されました。（令和4年4月施行予定）

現在、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等に関する基本方針の策定等が行われています。

### （個別の措置事項）

- ①プラスチック使用製品設計指針の策定
- ②特定プラスチック使用製品の使用的合理化
- ③市区町村の分別収集・再商品化の促進
- ④製造事業者等による自主回収の促進
- ⑤排出事業者の排出抑制・再資源化の促進



### プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

#### ■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化する必要がある**。

#### ■ 主な措置内容

##### 1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
  - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
  - ワンウェイプラスチックの使用的合理化
  - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

##### 2. 個別の措置事項

設計・製造	【環境配慮設計指針】 <ul style="list-style-type: none"><li>● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。</li></ul></li></ul>
販売・提供	【使用の合理化】 <ul style="list-style-type: none"><li>● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。</li></ul></li></ul>
排出・回収・リサイクル	【市区町村の分別収集・再商品化】 <ul style="list-style-type: none"><li>● プラスチック資源の分別収集を促進するため、<b>容器法ルート</b>を活用した再商品化を可能にする。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ &lt;プラスチック資源の例&gt;</li></ul></li><li>● 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。</li></ul></li></ul>
	【製造・販売事業者等による自主回収】 <ul style="list-style-type: none"><li>● 製造・販売事業者等が製品等を<b>自主回収・再資源化</b>する計画を作成する。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。</li></ul></li></ul>
	【排出事業者の排出抑制・再資源化】 <ul style="list-style-type: none"><li>● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組みべき判断基準を策定する。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。</li></ul></li><li>● 排出事業者が<b>再資源化計画</b>を作成する。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。</li></ul></li></ul>

↓: ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

▼ <施行期日: 公布の日から1年以内で政令で定める日>

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

図 プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律の概要（環境省）

## P C B を含む廃電気機器等の適正な取扱いについて

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

P C B 廃棄物の確実かつ適正な処分等を推進するために「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が平成13年6月に制定、平成28年5月に改正されました。P C B 廃棄物を保管している事業者には、P C B 廃棄物の適正保管、保管状況等の届出及び処分期間内の適正処分などが義務付けられています。

特に、高濃度 P C B 含有機器等の処分期間について、変圧器・コンデンサー等は令和4年3月末日までとなっており期限が迫っています。

### 三重県内のP C B 廃棄物の処分期限

廃棄物の種類	処理施設	処分期間
高濃度 P C B 廃棄物	変圧器（トランス）、 コンデンサー等 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 豊田P C B 処理事業所	令和4年3月31日まで
低濃度 P C B 廃棄物	処分施設毎の認定、 又は許可内容による 無害化処理認定施設又は都道府県 知事等の許可施設	令和9年3月31日まで

※高濃度 P C B を含む照明器具の安定器やウエス等の汚染物は、処分期間（令和3年3月31日まで）を過ぎています。

つきましては、以下に御留意いただき、適正な処分に御協力いただきますようお願いします。

- ・廃電気機器等にP C B が含まれる可能性がある場合は、これらのものを売却または通常の産業廃棄物として取り扱うことができません。取引する際は、排出事業者に対し、当該廃電気機器等についての経歴やP C B の分析結果等の情報を求め、P C B 廃棄物でないことを確認してください。
- ・P C B を含む廃電気機器等やP C B の混入が確認された廃電気機器等（廃電気機器等に封入された絶縁油中のP C B 濃度が0.5mg/kgを超えるもの）については、P C B 廃棄物に係る処分業の許可または国の認定を受けた業者でなければ処分することができません。

### <排出事業者のみなさま>

高濃度 P C B 廃棄物は、処分期間を過ぎると改善命令や代執行等の対象となる可能性がありますので、使用中のものを含め、処分期間内に確実に処分を行ってください。

※処分期間内に廃棄されなかった高濃度 P C B 使用製品については、高濃度 P C B 廃棄物とみなされ、P C B 特別措置法及び廃棄物処理法の規定が適用されます。

※処分期間の末日から1年を経過すると処分することができなくなる場合があります。

### 問い合わせ先

三重県環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課 廃棄物規制・審査班

T E L : 059-224-2475 F A X : 059-222-8136